

請求の範囲

- [請求項1] 手続に生体認証を利用する第1方式又は前記手続に前記生体認証を利用しない第2方式を利用者が選択できる手続エリアにおいて前記利用者の生体情報を取得する取得部と、
- 前記生体情報と前記第1方式を利用可能な登録者の登録生体情報とを照合し、前記利用者が前記登録者であるか否かを判定する照合部と、
- 、
- 前記照合部において前記利用者が前記登録者であると判定された場合には前記第1方式に対応する手続場所を前記利用者に案内し、前記利用者が前記登録者ではないと判定された場合には前記第2方式に対応する手続場所への案内情報を生成する案内部と、
- を備える情報処理装置。
- [請求項2] 前記生体情報は、顔画像である、
- 請求項1に記載の情報処理装置。
- [請求項3] 前記第1方式において、前記手続は、前記手続場所において取得された前記利用者の新たな生体情報と前記登録生体情報との照合処理の結果に基づいて自動的に実行される、
- 請求項1又は2に記載の情報処理装置。
- [請求項4] 前記第2方式において、前記手続は、前記利用者と係員とが対面した状態で、前記利用者が携帯する媒体に基づいて実行される、
- 請求項1乃至3のいずれか1項に記載の情報処理装置。
- [請求項5] 前記案内部は、表示端末に前記案内情報を表示させる、
- 請求項1乃至4のいずれか1項に記載の情報処理装置。
- [請求項6] 前記案内部は、前記手続エリアを撮影した撮影画像から前記顔画像が検出された場合に、前記撮影画像における前記顔画像の検出領域に前記案内情報を重畳表示する画面を生成する、
- 請求項2に記載の情報処理装置。
- [請求項7] 前記手続エリアにおいて前記第1方式を利用して前記手続を完了し

た前記利用者の人数と前記第2方式を利用して前記手続を完了した前記利用者の人数とを集計して出力する集計部、

をさらに備える請求項1乃至6のいずれか1項に記載の情報処理装置。

[請求項8] 前記案内部は、前記登録生体情報に関連付けられている前記利用者の属性情報に対応する前記手続場所に前記利用者を案内する、

請求項1乃至7のいずれか1項に記載の情報処理装置。

[請求項9] 前記手続は、空港において渡航時の前記利用者に対して行われる審査手続を含む、

請求項1乃至8のいずれか1項に記載の情報処理装置。

[請求項10] 前記審査手続は、保安検査手続、出国審査手続、入国審査手続及び税関検査手続の少なくとも1つを含む、

請求項9に記載の情報処理装置。

[請求項11] 前記手続は、店舗において商品を購入する前記利用者又はサービスの提供を受ける前記利用者に対して行われる決済手続を含む、

請求項1乃至10のいずれか1項に記載の情報処理装置。

[請求項12] 手続に生体認証を利用する第1方式又は前記手続に前記生体認証を利用しない第2方式を利用者が選択できる手続エリアにおいて前記利用者の生体情報を取得するステップと、

前記生体情報と前記第1方式を利用可能な登録者の登録生体情報とを照合し、前記利用者が前記登録者であるか否かを判定するステップと、

前記利用者が前記登録者であると判定された場合には前記第1方式に対応する手続場所を前記利用者に案内し、前記利用者が前記登録者ではないと判定された場合には前記第2方式に対応する手続場所を前記利用者に案内するステップと、

を備える情報処理方法。

[請求項13] コンピュータに、

手続に生体認証を利用する第 1 方式又は前記手続に前記生体認証を利用しない第 2 方式を利用者が選択できる手続エリアにおいて前記利用者の生体情報を取得するステップと、

前記生体情報と前記第 1 方式を利用可能な登録者の登録生体情報とを照合し、前記利用者が前記登録者であるか否かを判定するステップと、

前記利用者が前記登録者であると判定された場合には前記第 1 方式に対応する手続場所を前記利用者に案内し、前記利用者が前記登録者ではないと判定された場合には前記第 2 方式に対応する手続場所を前記利用者に案内するステップと、

を実行させるためのプログラムが記録された記録媒体。